

被保険者証の廃止に伴う規則等の改正について

1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）に基づき、令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）が基本となり、現行の被保険者証の新規交付が廃止されたことに伴い、次の規則及び要綱について、新規制定、改正、廃止した。

なお、発行済みの保険証については、改正法の経過措置により、最長で 1 年間は有効である。

2 改正等の対象

(1) 新規制定

福生市国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱
（保険年金課）

短期被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止されることに伴い、滞納世帯主等にすする措置について、取扱要綱を新規に制定する。

(2) 改正

ア 福生市国民健康保険条例

第 11 条の被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するとともに、規定の整理を行うもの。

イ 福生市公印規則

別表中、公印番号 4 及び 5 の福生市印について、用途の改正を行う。

ウ 福生市国民健康保険条例施行規則

第 3 条中「被保険者証」を削除するとともに、その他所要の改正を行う。

エ 福生市国民健康保険療養費支給事務取扱要綱

第 2 条第 7 号中「被保険者証を提示することなく」を「法第 36 条第 3 項の規定による被保険者であることの確認を受けることなく」に改めるとともに、引用規定の整理を行う。

オ 福生市国民健康保険国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る事務処理要綱

第2条中から第4条中、被保険者証に係る規定を「資格確認書」又は「資格確認書及び資格情報通知書」に改める。

(3) 廃止

福生市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付等要綱
短期被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止されることに伴い、本要綱を廃止する。

3 施行日

令和6年12月2日

【参考】

1 マイナ保険証利用登録状況（令和6年12月）

被保険者数（人）	マイナ保険証利用登録数（件）	利用登録率（%）
13,114	7,192	54.84

2 マイナ保険証利用率（令和6年12月）

資格確認数（件）	マイナ保険証資格確認数（件）	利用登録率（%）
24,335	6,457	26.53

福生市国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取
扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3に基づく特別療養費の支給（以下「支給措置」という。）及び法第63条の2に基づく保険給付の差止め（以下「差止措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険税滞納世帯主等 法第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等のうち、国民健康保険税に係るものをいう。
- (2) 保険税納付の勧奨等 法第54条の3第1項に規定する保険料納付の勧奨等のうち、国民健康保険税に係るものをいう。

(特別の事情等に関する届出)

第 3 条 次の各号のいずれかの事由に該当することにより支給措置又は差止措置の対象外となる者は、特別の事情等に関する届出書（別記様式第1号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができること。
- (2) 当該保険税の滞納につき災害その他の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に規定する特別の事情があると認められること。

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、保険税滞納世帯主等に対し、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合、当該保険税滞納世帯主等に弁明する機会を付与しなければならない。

2 市長は、前項の規定により弁明の機会を付与するときは、弁明の機会付与通知書（別記様式第2号）により、当該保険税滞納世帯主等に通知するものとする。

(支給措置)

第5条 市長は、前条第2項に規定する通知書により指定した提出期限までに、弁明書が提出されない場合又は弁明書によってもなお特別療養費を支給することが適当であると認める場合は、特別療養費の支給に係る事前通知書（別記様式第3号）により、当該保険税滞納世帯主等（以下「支給措置者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、支給措置者に対し、支給措置者及びその世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還を求めるとともに、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を交付するものとする。

2 市長は、前項後段の規定により資格確認書の返還を求めるに当たっては、国民健康保険資格確認書返還請求通知書（別記様式第4号）により、当該支給措置者に通知するものとする。

(療養の給付等)

第6条 市長は、法第54条の3第4項に規定する療養の給付等を行うときは、療養の給付等に係る事前通知書（別記様式第5号）により、当該世帯主にあらかじめ通知するものとする。

(差止措置)

第7条 市長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるときは、国民健康保険給付支払一時差止通

知書（別記様式第6号）により、当該世帯主に通知しなければならない。

（控除）

第8条 市長は、法第63条の2第3項の規定により国民健康保険税額を控除するときは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の5各号に掲げる事項を、国民健康保険税控除通知書（別記様式第7号）により、当該世帯主にあらかじめ通知しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

福生市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
<p>○福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日条例第28号</p> <p>第1条から第10条まで 省略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第11条 世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <p>場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第12条から第15条まで 省略</p>	<p>○福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日条例第28号</p> <p>第1条から第10条まで 省略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第11条 世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第12条から第15条まで 省略</p>	<p>規定の整理 被保険者証 の廃止に伴 う規定の削 除</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。